

## 19 開発途上国及び地域にとっての知的財産権行使モデル

招聘研究員 ジュンボン・ピニョシンワット(\*)

知的財産権が、世界中で力強く発展するにつれて、ここ数十年の間に、知的財産権の実体法をめぐる先進国と途上国との違いに関する論議が、再び、脚光を浴びるようになった。とはいえ、先進国と途上国との実務、特に執行をめぐるアプローチの違いに関する検討が、見過ごされてきたように思われる。

本稿の狙いは、上述のような知的財産権の執行方法をめぐる違いを考察し、比較することである。最初に、ジョン・ロックの労働理論及び財産に関するヘーゲル及びマルクスの理論の解釈を枠組みとする知的財産権概念の正当性根拠を集約することから始める。これに加え、米国及び英国の知的財産権法における抽象的な対象の歴史を分析する。

次に、先進3カ国(日本、英国、及び米国)と4カ国の途上国(中国、台湾、タイ、及びベトナム)における知的財産権行使に対するアプローチを検討し、比較する。さらに、それぞれの国における実務的な視点を重視しつつ、現行法、民事上の救済、刑事上の救済、その他の救済措置、裁判所、及び統計を含む、一定の手續上の問題について論ずる。

この比較分析結果に基づき、ほとんどの先進国が、知的財産権を保護するために民事上の救済措置を適用し、発展させてきたのに対して、多くの途上国では、このような救済措置をほとんど適用していないことが判明した。一部の途上国では、刑事罰が、知的財産権を行使するための唯一の選択肢となっている。民事上の救済措置および知的財産権の正当性根拠は、全面的に放棄されている。

本稿では、知的財産権の正当性根拠ならびに国ごとの慣行の違いを調和させる必要性にもとづき、執行実務にとっての最小主義的な解となるようなモデルを提案する。

### はじめに

知的財産権は、世界中で力強く発展したものの、知的財産権について研究している先進国の様々な学者が、知的財産権保護の枠組み又は正当性根拠が現代の「知識社会」に適しているかどうかについて、また、民事訴訟により知的財産権を行使すべき適切な範囲をめぐる問題について、疑問を投げかけている。事実、「過保護」であるとみなされるような法律に批判的な声がますます高まっており、また、そのような法律の経済及び公共の福祉の両方に対する効果が、どちらかといえばマイナスであるとする考え方がますます強くなってきた。逆に、一部の途上国の知的財産権執行機関は、知的財産権を行使するために刑事訴訟手続を適用することを疑問に感じるどころか、これを常用してきた。

タイが、その好例かもしれない。すなわち、タイの知的所有権局及びタイ警察は、1990年代以降、知的財産権の刑事上の執行を促進し続けてきた。刑事訴訟手続を適用するためのキャンペーンと、警察による強制的捜査が、何年にもわたって全国で展開されてきた。このような趨勢は、バンコクにある中央知的

財産・国際貿易裁判所の事件処理量に如実に表れている。2005年に著作権をめぐる新たに提起された民事訴訟が35件だったのに対し、刑事訴訟は2943件に達した。それら2005年に裁判所が扱った著作権事件全体の98.82%が刑事事件だった。

これらの事実によれば、奇妙な矛盾が存在することになる。すなわち、知的財産権は、知的活動を刺激し、独創性を発揮するためのインセンティブを与えることを目的とし、民事救済を通じて保護することを想定していたにもかかわらず、一部の途上国において、ますます刑事罰に転化されていることである。この研究の狙いは、知的財産権の行使に対する先進国と途上国における様々なアプローチを検討・比較することにある。第1章では、ジョン・ロックの労働理論及び財産に関するヘーゲル及びマルクスの理論の解釈を枠組みとする知的財産権概念の正当性根拠を集約することから始める。これに加え、米国及び英国における知的財産権の変遷の中で著作権の歴史を分析する。

次に、先進3カ国(日本、英国、及び米国)と4カ国の途上国(中国、台湾、タイ、及びベトナム)における知的財産権行使に対するアプローチを検討し、比較する。第2章では、それ

(\*) 中央知的財産国際貿易裁判所 上級判事

その国における実務的な視点を重視しつつ、現行法、民事上の救済、刑事上の救済、その他の救済措置、裁判所、及び統計を含む、一定の手續上の問題について論ずる。その次に、執行をめぐる慣行の違いを比較し、知的財産権の正当性根拠並びに国ごとの慣行の違いを調和させる必要性に基づき、途上国にとっての最低限必要な解決策となるようなモデルを提案する。

この比較分析結果に基づき、ほとんどの先進国が、知的財産権を保護するために民事上の救済措置を適用し、発展させてきたのに対して、多くの途上国では、このような救済措置をほとんど適用していないことが判明した。一部の途上国では、刑事罰が、知的財産権を行使するための唯一の選択肢となっている。民事上の救済措置及び知的財産権の正当性根拠は、全面的に放棄されている。第 4 章では、知的財産権の正当性根拠並びに国ごとの慣行の違いを調和させる必要性に基づき、執行実務をめぐる最低限必要な解決策となるようなモデルを提案する。

## 4. 知的財産権の正当性根拠

権利者と「物」又は「物体」とを結び付ける物的所有権とは異なり、知的財産権の正当性根拠では、これらの無形の権利を「抽象的な対象」に指定している。この無形という特徴から、知的財産権の曖昧かつ混乱を招く性質が生ずる。財産に関するロック、ヘーゲル、及びマルクスの本来の著作物では、抽象的な財産に関する権利に重点が置かれていないものの、これらの著作物の視点は、知的財産権の正当性根拠について明確にする上でも役立つ。

特に、ロック、ヘーゲル、及びマルクスの視点を通じた知的財産権の正当性根拠は、この抽象的な対象に関する権利の範囲を制限するという 1 点において共通している。これらの視点で見た知的財産権は、どちらかといえば、一定の義務を伴った特権に似ている。労働理論において、ロックは、人民が、共同体の資源を適切に活用できる「好ましい共同体」と、共有地があらゆる人々の所有権に開放されている「好ましくない共同体」という概念を明確にしている。知的財産権を適切に利用するためには、一定の制限が必要である。

ヘーゲルは、財産を、個人が生存するための根本的な仕組みであるととらえ、財産の起原と、これが社会システムの文脈において深化する可能性の両方に関心を抱いた。ヘーゲルにとって、知的生産物が他者によって認知されることは、知識や十分

に確立された思想の伝達とともに、社会にとって有益である。さらに、知的財産権が、その性質及び形態により、様々な形で共同体を危険にさらす可能性があることを憂慮した。

マルクスの場合、生産の物質性を重視したために、資本主義における商品の蓄積過程における抽象物の重要性を軽視する結果になった可能性がある。しかしながら、資本主義の商品的な性質に関する彼の分析、そして個々の資本家の行動及びその資本主義経済の拡大への寄与に対する彼の理解により、資本主義体制内における知的財産権の正当性根拠及び必要性についてある程度説明できる。さらに、知的な共有資源の私有を認めた場合の深刻な危険性に関する懸念も重要である。

知的財産は、物的財産とは異なり、権利者と物（又は物体）とが結び付きを持たない。その代わりに、知的財産は、「抽象物」に関係する。このような権利の適切な範囲を定め、妥当な正当性根拠を与えない限り、これが容易かつ無制限に拡張される危険性がある。従って、これらの独占権を付与する際は、これに適切な制限及び義務を付帯させるべきである。

さらに、適切な均衡の必要性は、後に、知的財産権に関係するほとんどの国際条約で強調されるようになった。世界人権宣言の第 27 条は、すべての国が、芸術を享受し、科学的進歩の成果を共有するために限定された独占と私益との微妙な均衡を保つことができると強調している。同様に、WIPO のほとんどの条約及び TRIPS 協定の前文及び本文でも、均衡という理念が強調されている。

歴史的に見ると、英国の著作権は、出版業組合として組織化された書籍取引の構成員間のルールを維持するための仕組みとして 16 世紀に始まった。この権利は、既に制定されていた報道管制及び検閲に関する法律及び規則に支えられて発展し、書籍取引における独占の根拠として徐々に濫用されるようになった。このような書籍取引に対する規制は、検閲制度及び政府による支援が廃止されるのに伴い、法定の権利に置き換えられていった。著作権に関する制定法であるアン法は、出版業者の権利を原型としていたものの、出版業者の閉鎖主義と恒久的な権利による独占を取り除くために主に二つの点で異なる特徴を備えていた。従って、著作権は、出版業者の著作権としての独占の手段から、制定法に基づいた取引を規制するための仕組みに変化した。

アン法の規定、合衆国憲法、及び複数の主要な判例において、独占の概念が変化し、期間の限定された著作者の権利を伴うようになった。著作者に限定された独占を認めることは、その労

働に報い、新たな創造的活動を奨励する上で正当であると考えられた。しかし、この独占が、再び、著作者の権利から、著作者に代わって出版業者の権利へと徐々に変化していった。従って、著作権は、出版業者又は投資家の経済的利益を競争者から保護するために使われている。この重要な変質により、限定された独占が、創造性を奨励し、学術及び有用な技芸を促進する必要性との結び付きを失ってしまった。

Millar v. Taylor 事件、Donaldson v. Beckett 事件、及び Wheaton v. Peters 事件の判決理由は、個人の利益に基づいた結論と、公益に基づいた結論との違いをはっきりと説明している。このような根拠の違いから、利益の衝突を解消する方法に関する結論も違ってきた。Millar 判決は、個人の利益を擁護し、書籍籍に恒久的な保護を付与する一方、Donaldson 判決及び Wheaton 判決の多数意見は、公益を擁護し、あらかじめ法律で定めた条件の下で、著作者及び出版業者に限定された独占しか認めていない。

第 3 章における考察に基づき、第 4 章では、ロック、ヘーゲル、及びマルクスによる知的財産権の正当性根拠が、知的財産権の正当性根拠並びに性質ゆえに、共通の利益又は公益を保全する必要性があるという点で共通する一方、英国及び米国の歴史から、権利者の独占権を制限すべき理由が説明できることを示している。このような必要性とは別に、国際的な制度の下での知的財産権保護をめぐる、国内法の調和及び公衆が科学技術及び文化にアクセスできる必要性が叫ばれてきた。WIPO のすべての条約並びに TRIPS 協定の文言は、知的財産権保護のために国内法を調和させるという同じ前提を共有している。特に、このような保護が、民事上の救済措置を通じて合理的に実施され、民事上の権利者としてより広範な公益との適切な均衡が保たれる必要がある。これらの国際条約の当事国は、知的財産権の権利者の民事上の権利を効率的に執行するために適切かつ効果的な民事上の保護及び救済措置を提供する国際的義務を負う。

近年、大部分の先進国における知的財産権の急速な発展及び価値の高まりは、創作者自身ではなく、事業投資家が独占の限界を拡張しようとする動きを刺激した。一部の途上国の実務では、このような傾向がさらに推し進められ、事業投資家が、主に刑事訴追手続及び刑事制裁を通じて知的財産権を行使している。独占の枠内において、つまり、独占事業者は、独占の影響を被っているものの、これを拒否したい人々を有罪にしている。

## 先進国及び開発途上国における知的財産権保護のモデル

第 4 章では、一部の先進国及び途上国における知的財産権保護のモデル及び知的財産権に係る主要な国際協定の枠組みについて検討、比較する。国際的義務及びハーモナイゼーションの枠組みを決定するために、世界人権宣言、WIPO 条約、及び TRIPS 協定という 3 種類の国際法律文書におけるいくつかの重要な概念を検討する作業から始める。さらに、7 カ国における知的財産権執行実務を考察する。先進国から、日本、英国、及び米国の 3 カ国を選び、中国、台湾、タイ、及びベトナムの途上国 4 カ国と比較する。特に、(i) 歴史的背景、(ii) 現行法、(iii) 民事上の救済措置、(iv) 刑事上の救済措置、(v) その他の救済措置、(vi) 裁判所、(vii) 統計、及び (viii) 視点、の 8 つの主要なポイントに重点を置く。

### 開発途上国モデルの検討

第 4 章及び第 5 章で行った比較分析の結果に基づき、比較分析の結果に基づき、ほとんどの先進国における執行実務及び知的財産権法は、国際上の義務はもとより、公益を保全する必要性と、利益間の均衡を適切に保つという要請に応えている。日本、英国、及び米国は、その好例である。

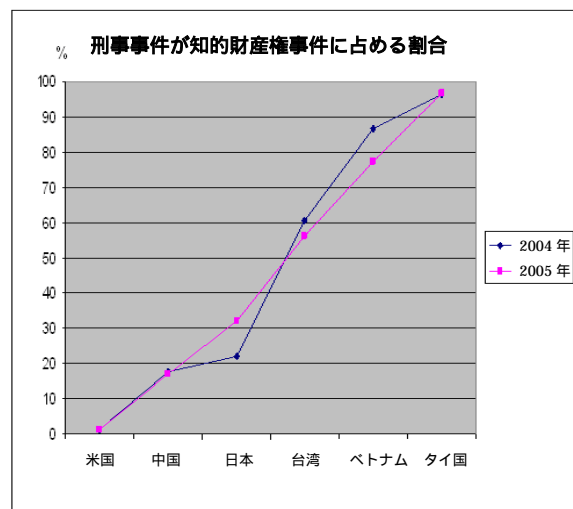
とはいえ、ほとんどの途上国の実務及び法律には、かなりの疑問の余地がある。利益間の均衡を適切に保つ必要性が、多数の刑事罰に置き換えられているように見える。先進国と途上国とで知的財産権事件に占める刑事事件の比率を比較すると、執行慣行をめぐる深刻な対立が明確になる。次の表及び図は、6 カ国における知的財産権事件の全取り扱い件数に占める知的財産権に係る刑事事件の割合又はパーセンテージを示している（入手できた統計に制限があるため、図のグラフは、ベトナムについては 2003 年及び 2004 年のデータ、他の国々については 2004 年及び 2005 年のデータである）。図の刑事事件が取り扱い件数に占める比率から、ほとんどの先進国において、刑事事件の比率が極めて低い一方、ほとんどの途上国において刑事事件の比率が極めて高いことがわかる。このような比率の違いという点では、いずれの年も共通である。例えば、2004 年に、米国では、刑事事件が知的財産権事件の 1.33% しかなかった一方、日本の刑事事件の比率は 23.06% であった。

他方で、ほとんどの途上国において、刑事事件の比率が極めて高い。台湾の刑事事件の比率は60.61%に達する一方、ベトナムの刑事事件は77.42%に及び、刑事事件の比率が群を抜いて高いのがタイであり、96.19%にも達する。タイの場合には、知的財産権問題に関係する民事訴訟の比率は3%に過ぎない。

表：6カ国における知的財産権に関係する刑事事件の数

	2004年		2005年	
	刑事事件(件数)	比率(%)	刑事事件(件数)	比率(%)
米国	129	1.33	169	1.37
中国	2,753	17.78	3,567	17.21
日本	196	23.06	302	34.28
台湾	2,333	60.61	1,555	56.10
ベトナム	(2003年)52	86.67	(2004年)24	77.42
タイ	5,354	96.19	5,565	96.68

図：6カ国において刑事事件が知的財産権事件に占める割合



最後の章で検討した知的財産権の執行慣行の結果は、ほとんどの途上国が、知的財産権を誤った基礎から発展させており、「知的財産権」の妥当な根拠である「独占」及び「調和」を忘れていていることを示している。従って、それぞれの国の法令及び執行過程において知的財産権を適切に保護するための枠組みを構築することが、先進国及び途上国両方の義務であることを強調する必要がある。特に、途上国の法令及び執行機関は、利益の均衡を保ち、このような均衡を法令及び保護手続のあらゆる部分に組み込む必要性を認識する必要がある。

第 4 章では、比較分析の結果に基づき、知的財産権の正当性根拠及び実務の違いを調和させる必要性に基づいた、執行実務をめぐる最低限必要な解決策となるようなモデルを提案する。

## 1. 知的財産権の正当性根拠

これまでの章で検討したように、知的財産権には、独特な特徴及び性質がある。各国、特に途上国は、知的財産権の特異な性質だけでなく、その意義及び正当性根拠を認識すべきである。この点を適切に考慮しない場合、知的財産権法を起草し、政府当局が知的財産権の執行を担当しても、長期的には問題を生ずる危険性がある。

## 2. 権利者の権利と公益との均衡

知的財産権に関係するほとんどの国際条約が、知的財産権の権利者と公益との均衡という目的を共有している。ほとんどの WIPO 条約及び TRIPS 協定の文言が、その好例である<sup>(\*)</sup>。さらに、ほとんどの先進国が、このような均衡を自国の法令及び手続に組み込んでいる。合衆国憲法第 1 条 8 節 8 項、また、日本、英国、及び米国における国家当局の執行実務がその好例である。また、途上国にも、これに従う国際的義務があり、権利者の権利と公益との均衡について認識し、これを自国の知的財産権法令及び執行実務に適用する必要がある。

ベトナム憲法の第 32 条及び第 60 条の文言及びベトナムの他の知的財産権法は、ベトナム法において、利益の適切な均衡並びに知的財産権の根拠が重視されていることを示す例である。これとは対照的に、タイの知的財産権法における厳格な刑事罰並びにこれを強化するために法改正を行ったことは、タイの立法者が、知的財産権紛争を主に刑法で解決すべきだと考えていることを示している。さらに、判決に基づいて罰金の半額を著作権者又は実演権の権利者に配分するために知的財産局が 1994 年に行った著作権法第 76 条のいわゆる「適正配分」改正も、知的財産局と立法者が、罰金と、権利者に対する民事上の損害賠償との違いについて、依然として理解していないことを示している。この改正は、知的財産権の正当性根拠に対する理解が不足していることも明らかにしている。

(\*) WIPO 著作権条約及び WIPO 実演レコード条約の文言を参照。TRIPS 協定第 7 条も、この協定の目的を次のように明確に述べている。「知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。」

### 3. ハーモナイゼーションの必要性

知的財産権には、無形であるという性格があるため、極めて広範囲に及び、特定の有形の物体とは結びつかない。このような権利は、一国の領域内にとどまらず、世界中で主張し、また侵害され得る。従って、知的財産権を効率的に保護するためには、知的財産権法及びこれに関連する手続を調和させる必要がある。各国、特に途上国は、国際基準及び自国の法令及び手続を適度に調和させる必要性があることを認識すべきである。

刑事事件と民事事件の取り扱い件数の比率は、ハーモナイゼーションの必要性を示す最適な例であろう。刑事事件の比率をめぐる米国の1%とタイ警察の96%という開きは、単なる実務の違いとして片づけることはできず、対極にある。このような違いが存在する限り、長期的に、知的財産権保護による適切な利益及び効率を達成することはできない。

### 4. 救済措置の種類

知的財産権の正当性根拠並びにほとんどの国際法律文書において確立されている根拠は、刑事上の救済措置よりも民事上の救済措置の方が知的財産権保護に適しているという考え方を共有している。従って、途上国は、この点について認識し、権利者が、それぞれの民事上の権利を効率的に行使するために適切かつ効果的な民事上の救済措置を提供するべく自国の法令及び実務を調和させるべきである。

他方で、刑事上の救済措置が必要とされる場合は、権利者が、それぞれの権利を効率的に行使できないような一定の大規模な侵害のみである。従って、途上国は、知的財産権に対する刑事罰を適切な範囲に制限し、知的財産権の正当性根拠及び性質を認識すべきである。さらに、途上国は、政府当局を通じた知的財産権の執行を避け、「過度な犯罪化」状況を防ぐべきである。

### 5. 他の要因

途上国にとって、知的財産権を刑事訴訟によって執行することには代償が伴う。民事事件を刑事訴訟するために、毎年、膨大な額の政府予算が費やされている。さらに、例外的に優れた管理計画がない限り、一部の途上国では、いくつかの深刻な社会的効果が生ずる。要するに、(i) 刑事訴訟のコスト、(ii) 人材及び技術的装備の不足、(iii) 侵害者として訴追される者、(iv) 国民の反感などの問題を考慮すべきである。